

日程第13 議案第11号 加美町介護保険条例の一部改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第13、議案第11号加美町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第11号加美町介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、介護保険事業とその財源となります介護保険料につきましては3年を1期として見直しを行っているところでございますが、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業におきましては、被保険者数は減少するものの、介護サービス見込み量の増加と介護報酬単価の引き上げによりまして介護給付費は大幅に増加する見込みとなっておりますことから、介護保険料の増額をお願いするものでございます。

国では、介護従事者の処遇改善のための介護保険料上昇分の抑制策といたしまして、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を市町村に交付いたしますが、保険料上昇分の約半分程度の額にとどまる見通しであります。また、65歳以上の介護保険料の負担割合は現在の19%から20%に引き上げられることも示されておまして、さらには、介護保険法施行令の改正によりまして、町民税課税世帯のうち被保険者本人が非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下の場合には、平成21年度から保険料の基準額を10%軽減するとされております。

以上の状況から、現在の介護保険料では介護保険事業の円滑な運営は困難であるため、介護給付費準備基金のほぼ全額を取り崩し保険料の減額に充てた上で、介護保険料の基準月額を現在の「3,400円」から「3,950円」に引き上げるなどの改正を行うものであります。

なお、介護保険料の算出に関します資料をお手元に配付しておりますので、参考をお願いを申し上げます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） この税率アップのもとといたしますか、各種会計予算に関する資料を見ますと、これは後での話になると思うんですが、本会計から繰り入れている金額が本年度予算では2,626万1,000円ほど減っています。本会計を減らしながら、要するに保険料を上げるということになっているわけですが、こういった厳しい状況の中で、本会計から前年度と同じ内容で出した上で足りないというのであればわかるんですが、本会計から減らしながら、保険料として4,194万7,000円アップをするということは、なかなかこの状況では厳しいのではないかと思います。

います。もう少し、上げ幅といますか、負担幅を減らすことはできないのかお伺いします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答え申し上げます。

基本的にですね、介護保険は集めた保険料等で運営するというのが原則になっております。ただ、実際には保険料を集めた分については支払い部分の2分の1程度になっております。

その2分の1の内訳を申し上げますと、先ほど吉岡議員さんからも御質問あって、お答えするの忘れたんですけども、いわゆる50%、保険料負担分の50%、総額の50%なんですけれども、いわゆる1号保険者と2号保険者が半分負担すると。その割合が1号が19%、2号が31%で現在負担しているという形になっております。それで50%になっているということです。それを今回、19%の第1号被保険者の負担割合を19%を20%にして、要するに1%上げてですね、第2号被保険者の分を31%から30%に戻すということで1%のやりとりがあるという意味でございます。残りの50%については国と県と町村が負担すると、そういった形で運営されているものでございます。

ただ、この点については介護保険の保険料等で賄うというのが大前提になっておりまして、そのために、できるだけ介護保険は介護保険の仕組みの中で運営に当たりたいというふうに思っております。ただ、町からは、その国・県・町負担のいわゆる半分分ですね、半分分の中の町の負担は12.5%負担するという形になっておりますので、それはそれでいいやり方ではないかというふうに考えているというところでございます。

それから、できるだけ安くするための方策については、今回、1億500万円程度の準備基金があるんですが、その分の大体の部分を取り崩すという形にしております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 3番。

○3番（木村哲夫君） 他町村のも一応少し調べてみましたら、確かに、決して加美町は高い方ではないというか、真ん中ぐらいだということはわかりますけれども、今度の21年度の値上げについて、近隣市町村の状況などわかりましたら教えていただけますか。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

現在、各市町村で検討行っている段階でございまして、確実な数字は申し上げられませんが、きょう配付させていただいた資料の左下に、ちょっとマル秘扱いで大変申しわけないんですけども、一応電話で聞き取りをしたという形の数字を上げておりますので、御参考にしていただければというふうに思います。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

○5番（吉岡博道君） 保険料率、3期目終わるわけですが、これまでずっと保険料をアップしてきました。たしか始まるときは基準額が2,400円だったと記憶しておりますが、倍近い基準額になるのかなど。それにつきまして、今回示されました保険料率、これ特例の分と附則ですね、附則の分の、保険料率の特例部分と、1段階ちょっと違うような記載がなされておりますが、これで第4段階、細分化にされたものだと思うんですが、これについてちょっと説明をお願いします。

それから、保険料率はずっと上がってきたんですが、前のちょっと議案についてもあったんですが、介護報酬についてはこれまで全然アップがなされなかったということで、今回初めての介護報酬アップということで、これにつきましても、当町におきましても特養老人ホームみやざき、あるいは介護認定者の増加、また21年度はグループホーム、中新田地区にも1ユニット増加されると聞いております。そういったサービス内容が充実するに当たって、やはり保険料率も上がってくる、これはいたし方ない面もあると思います。こういったためにも、介護給付準備基金ですね、これ第3期での現在高、たしか1億円を超えたと思うんですが、これも取り崩しも仕方がないと思うんですが、どのくらい取り崩していく、で、この介護保険の保険料ですね、これを適切に維持していくかという、まずその2点お聞きします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

今議員さんがおっしゃられた内容で、要するに介護のサービス量、いわゆるどちらかといいますと率的な増加、回数の増加というようなものが大きく増加するという形になっております。65歳以上の人口自体は人口減少に伴って減少はしているんですけども、要するに介護認定者、要するに介護保険を利用してサービスを受けられる方の人数がふえているということでございます。それから、もう一つは、先ほど申し上げたように、サービス量がふえているということがあって全体の経費が上がってきていると。単純に申し上げますと、約9億円ぐらい上がってくるということです。それを埋めるための方策でさまざまやっているんですけども、先ほど審議かけていただきました介護従事者の報酬のアップに伴う介護保険料の減額、そういったものも使ったりですね、それからもう一つは、今お話が出ました準備基金、いわゆる介護給付費準備基金の取り崩しでございます。

現在、基金について申し上げますと、1億574万6,000円ございます。その分にあらかたの部分ですね、1億230万円を取り崩すというような形でございます。ただ、1億230万円を取り崩しても、1人当たりの保険料の減少分というのは396円程度になっているということでござい

ます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） もう1点だけお聞きしておきます。介護報酬のアップ分ですね、これ特例の部分と別にしまして、在宅系、これについてはサービス内容、サービスですね、これもアップするようです。それから、介護施設の分については、夜勤ですね、夜勤者の配置部分についての増加分。あるいは、もう1点なのですが、これ、この地区も該当するかなんだかわかりませんが、中山間地ですね、非常に事業者、事業を進めていっても非常に非効率的な部分があると思います。そういった事業者に対しては10%の上乗せができるということも今回第4期目として示されているようですが、これ加美町は該当するかどうかも含めてお伺いします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） ただいまの御質問のあった件について、ちょっと私承知しておりませんで、今調べて回答差し上げたいと思います。

それから、サービスの利用について、在宅での利用について申し上げますと、要するに居宅介護サービスの利用者数といいますと、介護保険料の単価で言うと184円が上がる。もう一つの介護予防サービスの方で申し上げますと、そっちの分が150円下がるというようなことで、差引きにすると34円の居宅分についての増というふうになります。それから、今回のグループホームというのが1ユニットで9人制らしいんですけども、その分の希望、改正希望が来ておりますので、その分の経費も見込んでいるということでございます。それから、当然、宮崎が開設したことによる増分というのも考えているということでございます。そういったものが加味されてサービスの給付費自体が上がっているということでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかに。何ですか、5番議員ちょっと、どうぞ5番。

○5番（吉岡博道君） 答弁漏れをお願いします。保険料率の6段階と附則の分の7段階の部分です。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 済みません。今回ですね、いわゆる従来標準月額というようなことを算定した世帯ですね、その区分が第4段階がいわゆる標準というふうにされておきまして、その家族の中に町民税を払っている方がいる世帯なんですけれども、それで、本人の給与、年金収入が80万円あるかないかによって、それを境にして2段階に分けたということでございます。そして、その80万円以下、所得及び年金収入の合計が80万円以下の方については10%切り下げるというようなことになっておきまして、その4段階が二つに分かれたということでございます。

そういった形の軽減を少し図っているということでございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「中山間」の声あり）

○保健福祉課長（早坂 仁君） それから、山間地の該当という……。

○議長（米澤秋男君） ちょっと待ってください。ちょっとよろしいですか。今の追加……、追加
って、答弁ね。（「答弁漏れの関係の」の声あり）答弁漏れ。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 済みません。今わかりましたので。

山間地に該当してるかということでございまして、加美町においては、小野田、それと宮崎
地区の事業者が15%加算されることに該当しているということでございます。以上でございま
す。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。17番一條 寛君。

○17番（一條 寛君） 介護予防サービスのより充実と、あと介護予防サービスの利用者数の増加
を図ることによって保険料を下げるといようなことも考えられているかどうか、この辺お願い
します。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） あらゆる方策を考えて対処したいというふうに考えております。

○議長（米澤秋男君） 17番。

○17番（一條 寛君） この計画で見ると予防サービスの利用者数が減っている計画になってます
けれども、この辺をもう少し……、ちょっと減ってる説明が備考には書いてありますけれども、
より利用しやすい介護予防サービス等、いろいろ検討してふやす方向で検討していただきたいと
思いますけれども、この辺どうでしょうか。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） これ介護予防サービスでございまして、予防が重要であることは
間違いありませんで、そのような方策で検討はしております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これ
にて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「あります。討論あります」の声あり）3
番。（「反対討論」の声あり）反対討論。（「はい」の声あり）はい、反対討論。

○3番（木村哲夫君） 先ほどは大変失礼いたしました。近隣の状況ということで第4期分という
ことで資料を見ておりますけれども、近隣の市町村を見てもですね、その上げ幅といいますか、
アップ率はそう大きくはないということで、先ほどもお話ししましたが、一般財源からの繰り入

れを減らしてまで、その負担といたしますか、保険料を上げるということに対し、やはりもう一度見直して、この厳しい状況の中で少しでも生活が楽になるようなことで再検討をお願いしたく、反対討論いたします。

○議長（米澤秋男君） 次に、賛成者の討論ございませんか。

次に、反対者の討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町介護保険条例の一部改正についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 起立多数であります。よって、議案第11号加美町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第14、議案第12号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第12号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、宮城県の乳幼児医療費の助成に関する条例規定の一部改正に伴う改正を行うものであります。

内容といたしましては、文言の定義づけの明確化と表現の修正、文言の整理を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第13号 加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正
について

○議長（米澤秋男君） 日程第15、議案第13号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第13号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、心身障害者医療費の助成対象者におきまして、一つは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正されたことで、生活保護法に基づき保護を受けていた者は残留邦人等帰国促進法に基づく支援給付を受けられることになったため心身障害者医療費の対象除外者に、そして同法により支援を受ける者を加えたものであります。二つ目は、宮城県の心身障害者医療費の助成に関する条例規定の一部改正に伴うもので、条文及び文言の追加でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第14号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部
改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第16、議案第14号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第14号母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の改正により、生活保護法に基づき保護を受けていました残留邦人等が平成20年4月1日から残留邦人等帰国促進法に基づく医療支援給付を受けることになったため、その規定文の追加と、そのほか文言の整理を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 今、町内に母子家庭と父子家庭何ぼあるの、その辺お尋ねいたします。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 現在、この制度を利用されている方は534名となっております。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町母子・父子家庭医療費

の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第15号 加美町就業改善センター条例の廃止について

○議長（米澤秋男君） 日程第17、議案第15号加美町就業改善センター条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第15号加美町就業改善センター条例の廃止について御説明申し上げます。

本案件は、農業経営技術の研修の場として昭和52年農林水産省所管の農村地域工業等導入特別対策事業を活用して広原地区に建設したものでありますが、地区公民館としても併用して活用してまいりました。このほど、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、10年以上経過したものについては目的外使用されている施設の財産処分が認められたことから、このほど県と国に対して協議を進めたところ承諾をいただきましたので、これからは広原地区公民館として利用していくことになりました。今後は加美町公民館条例に基づく運営となりますので、本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町就業改善センター条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町就業改善センター条例の廃止については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第16号 加美町勤労青少年ホーム条例の廃止について

○議長（米澤秋男君） 日程第18、議案第16号加美町勤労青少年ホーム条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第16号加美町勤労青少年ホーム条例の廃止について御説明申し上げます。

本案件は、働く青少年の健全な育成と福祉増進のために昭和50年厚生労働省所管の勤労婦人青少年福祉施設整備費補助金を活用して鳴瀬地区に建設したものでありますが、地区公民館としても併用して活用してまいりました。前議案同様、県と国から承諾をいただきましたので、これからは鳴瀬地区公民館として利用していくこととなりました。今後は加美町公民館条例に基づく運営となりますので、本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号加美町勤労青少年ホーム条例の廃止についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号加美町勤労青少年ホーム条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第17号 加美町農村環境改善センター利用条例の廃止について

○議長（米澤秋男君） 日程第19、議案第17号加美町農村環境改善センター利用条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第17号加美町農村環境改善センター利用条例の廃止について御説明申し上げます。

本案件は、農村環境整備の一環として昭和56年農林水産省の農村総合整備モデル事業を活用して賀美石地区に建設したものでありますが、地区公民館としても併用して活用してきました。今回、加美町公民館条例に一本化するため本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号加美町農村環境改善センター利用条例の廃止についての採決を行います。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号加美町農村環境改善センター利用条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第18号 加美町立広原小学校建設審議会条例の廃止について

○議長（米澤秋男君） 日程第20、議案第18号加美町立広原小学校建設審議会条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第18号加美町立広原小学校建設審議会条例の廃止について御説明申し上げます。

本案件は、広原小学校の建設に係る重要事項を検討するため、町議会議員、行政区長、PTA会長、民生児童委員等の構成からなる15名で審議会を設置するため平成15年6月に本条例を制定いたしました。将来の加美町を担う子供たちのため、延べ7回にわたり審議会を開催し、よりよい学習環境を整備するため英知を結集していただきました。このたび、議員各位御承知のとおり、平成18年4月校舍棟が完成、平成19年3月には体育館棟が完成、そして平成20年3月プールとグラウンドが完成し、広原小学校施設整備事業についてはすべて完了の運びとなりましたことから、当初の目的が達成いたしましたので本条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号加美町立広原小学校建設審議会条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号加美町立広原小学校建設審議会条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21 議案第19号 加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の廃止について

○議長（米澤秋男君） 日程第21、議案第19号加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第19号加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の廃止について御説明申し上げます。

本案件は、加美町宮崎生涯学習センターの建設を審議するため条例に基づき平成16年10月設置されました加美町宮崎生涯学習センター建設審議会が、その審議を終え目的を達成しましたので本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西

部デイサービスセンター他)

○議長（米澤秋男君） 日程第22、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）を議題といたします。

地方自治法第 117条の規定により、近藤義次君の退場を求めます。

〔12番 近藤義次君 退場〕

○議長（米澤秋男君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）について御説明申し上げます。

本案件は、小野田西部デイサービスセンター及び中新田地区の加美町心身障害者通所授産施設でありますクローバーハウスの指定管理者として、社会福祉法人加美町社会福祉協議会会長近藤義次を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第 244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

社会福祉法人加美町社会福祉協議会は、御承知のとおり、加美町において豊かな地域社会づくりを目指し、住民主体を規範とした地域福祉活動やボランティア活動の推進などを実施しているほか、介護保険等の指定事業者として訪問介護や通所介護などといった町民に対して直接的なサービスも行っております。平成18年4月からは町の指定管理者として管理運営を行っており、今後もこれまでの経験と実績を生かした効率的な施設管理運営ができるものと判断されるものであります。

本施設の指定管理につきましては、施設の管理及び事業運営について指定管理者が展開していくことで安定したサービスの提供とより効果的な事業の実施が確保されるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会に御提案をさせていただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） ただいま近藤議員が退席されましたが、その理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

一応、総務、町の執行部から答弁するのはどうかと思いますけれども、一応……（「議会なん

だ」の声あり) 議案に係る議員の退席を議長の方で求めたと理解します。

なお、つけ加えますけれども、議員の兼業禁止関係、それにつきまして一言だけ申し上げさせていただきます。

自治法の92条の2項、議員の兼業禁止規定あります。その場合、主として同一の行為をする法人という形で、請負量が全体の業務量の半分を超えるという形の規定が一応示されております。その中で、現在の社会福祉協議会、これ、委託料、そういうのは含みません、補助金とかですね。5%弱という形で、その業務の請負関係は町と兼職に抵触するものではないという形の理解をしているところでございます。それは県の方の確認済みでございます。以上でございます。

○議長(米澤秋男君) 10番三浦議員、12番議員は社会福祉協議会の会長でもありますので、そういう理由でございます。いいですね。

ほかにございませんか。3番木村哲夫君。

○3番(木村哲夫君) この指定管理という場合に、体育館とか、ああいった扱いは全く違う。ここ、指定といいますか、加美町福祉協議会のみということなんでしょうか。もしほかでもやりたいというところが、万が一ですね、あれば、そちらもその対象となるのでしょうか。

○議長(米澤秋男君) 政策推進室長。

○政策推進室長(高橋 啓君) 政策推進室長、お答えさせていただきます。

今回の指定管理の手続においては、手続条例の第5条によりまして、現在当該公の施設の管理を行っている者が引き続き管理を行うことにより、安定したサービスの提供となり効果的な事業の実施に資するものと判断されるという理由をもちまして、今回は非公募により選定をさせていただいたという経緯がございます。以上でございます。

○議長(米澤秋男君) 3番。

○3番(木村哲夫君) そうしますと、新たに入りたいとかやりたいという場合は、新規のときしかできないということなんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長(米澤秋男君) 政策推進室長。

○政策推進室長(高橋 啓君) 選定につきましては、選定委員会です、その辺も含めて検討させていただいて、経済的な、あるいは効果的な事業として判断した場合に、公募あるいは非公募という形で決めさせていただくということにしてございます。以上でございます。

○議長(米澤秋男君) ほかにございませんか。4番一條 光君。

○4番(一條 光君) 実績のある団体でありますから私は結構だと思いますけれども、ちなみにですね、この社会福祉協議会、今現在の事業規模、年間どれくらいの事業をやっておられるか。

そして、従事者数といいますか、職員数どれぐらい在職しているか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

職員数については14名でございます。それから、事業報告につきましては、19年度なんですけれども、各行政区のミニデイサービスサポート事業とか、福祉教育とか福祉作文、それから生活相談所の創設、法律相談、あるいは社会福祉資金の貸し付け、罹災家庭援護事業等の事業、それから、たくさんなんですけれども、いっぱい事業をなさっていらっしゃいます。それから事業費申し上げます。受託収入がですね、経常費収入の合計で言いますと3億3,800万円程度でございます。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條 光君） 事業費が3億3,800万円で、これ職員数14名というのは、この今回関係する施設についての14名ですか。私が伺ったのは全体像を伺ったんでありますので、全体について職員数お伺いをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長です。

今のは全体の人数でございます。この今回指定管理をお願いする人数ではございません。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條 光君） 正職員というとらえ方をしたんだろうと思いますけれども、パートとか臨時とか、いずれも職員と、働く人とみなしてお示しをいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） こちらの書類を見ておりますと、いわゆる正職員が8名、その他の職員が6名の計14名でございます。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條 光君） 過去の実績に対してはですね、社会福祉協議会、それなりに評価をしておりますけれども、業者選定の折にいろんな角度から検討を加えて選定したんだろうと思いますけれども、そういった限られた情報だけです、選定する。しかも、3億4,000万円からの事業規模を営んでいる団体としてはですね、余りにも少ないなというんで、全体像について伺いをいたしました。そういったものまで含んでですね、把握しておられなかったんですか。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 済みません。思っている人数と随分考え方違うようでございまして、今確認させていただきたいと思います。

それから、現在の審議の対象になっております2件に関しまして、職員の配置状況についてお答えしたいと思います。

クローバーハウスにつきましては、いわゆる5人の体制になっております。管理者1名、これは兼務になりますけれども、それからサービス管理責任者、これは常勤です。1名です。それから職業指導員1名、これも常勤です。それから生活指導員という形で2名、2名のうち1人が常勤、非常勤が1人、以上の5人体制になっております。

ちなみに、クローバーハウスに通ってるお子さんたちの数は、現在11名ということでございます。ですから十分な対応がなされているというふうに考えております。

それから、もう一つの小野田デイサービスセンターについて申し上げます。

小野田デイサービスセンターにつきましては、職員の配置計画で申し上げますと13人でございます。内訳は、管理者が1人、それから生活相談員が2人、看護師が2人、それから介護員が5名、そのほかに調理員さん2人、運転手さん1人ということでございます。

ここの小野田デイサービスセンターについて申し上げますと、登録者は62人ということなんですけれども、毎日通っていらっしゃる方は平均すると1日18人程度ということでございます。ですから、今13人で対応されていますので、十分これで対応がなされているというふうに考えております。逆に言うと、その登録が62名いらっしゃるんですけれども、毎日18名という、ちょっと少ないかなという感じがしているような状況でございます。

それから、社会福祉協議会の職員数、総括で申し上げますと、いわゆる正職員は全体で40人、それから臨時の人たちが51名ということで、全体では91名というようにございまして。このように訂正させていただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。—— 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔12番 近藤義次君 入場〕

日程第23 議案第21号 工事請負変更契約の締結について（加美町立中新田小学校校舎棟大規模改修工事）

○議長（米澤秋男君） 日程第23、議案第21号工事請負変更契約の締結について（加美町立中新田小学校校舎棟大規模改修工事）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第21号工事請負変更契約の締結について（加美町立中新田小学校校舎棟大規模改修工事）を御説明申し上げます。

本案件は、平成20年6月17日に開催されました加美町議会第2回定例会において御承認をいただき、丸か建設株式会社代表取締役佐々木浩章氏と契約いたしました加美町立中新田小学校校舎棟大規模改修工事について、今回、変更契約の御承認をお願いするものであります。

その主な内容は、仕上げ材の張りかえに影響が出るので、解消するための床の既存モルタル下地のひび割れの処理。二つには、既存のままとしておりましたとめ板材などの天井下地材の不足箇所の補強。三つ目には、電気保安協会の定期点検報告に基づいた電気室内の高圧受電設備及び各階並びに体育館棟の既存分電盤の改修等であります。

そのほかの変更内容につきましては、お手元に配付しております資料をごらんいただきたいと思います。詳しくは後ほど建設課長、担当より説明をさせていただきます。

これらによりまして、変更前の契約額1億8,375万円に1,624万3,500円を追加し、変更後の契約額を1億9,999万3,500円に変更するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

建設課長、説明をお願いします。補足説明をお願いします。

○建設課長（早坂忠幸君） それでは、補足説明、変更の内容の参考資料をちょっと説明いたします。

変更の主な内容なんですけれども、床の既存モルタル下地のひび割れ処理のための追加ということで、そのひび割れの処理が一つです。それから、当初既存のままとしておりましたここに記

載のとおりの下地材、とめ板材などが、実際工事が入りまして幕をあけてみますと、それでは補強が必要ということで補強を行ったための追加。それから、3番目といたしましては、保安協会の定期点検報告あるんですけれども、その関係での体育館棟の既存分電盤の改修ということです。それから、4番目としては、工事期間中の職員室等の管理所指定の電話、これらの仮回し工事の追加でございます。それから、5番目といたしましては、これも同じように、いろいろ掘削等した関係で、老朽している場所がありまして蛇口から漏水等が生じたために、器具の更新ということで追加を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号工事請負変更契約の締結について（加美町立中新田小学校校舎棟大規模改修工事）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号工事請負変更契約の締結について（加美町立中新田小学校校舎棟大規模改修工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議案第22号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

○議長（米澤秋男君） 日程第24、議案第22号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第22号大崎地域広域行政事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案件は、大崎地域広域行政事務組合負担金の改定でありまして、平成17年度の統合時点では平成20年度から1市4町方式の新負担金に移行することとしておりましたが、平成21年度から加美クリーンセンターが休止することに伴い、ごみ処理区域の変更が生じることから、1年間延長し検討してきたもので、平成21年度から広域一体の積算に移行するものであります。

また、同時に総務費負担金、消防費負担金及び教育費負担金につきましても平成17年度の統合協定を遵守して負担金のあり方を変更するもので、総務費につきましても人口割、教育費につきましても大崎85%で、残りの15%を4町で人口割、衛生費につきましても全域プール計算で人口割30%、実績割70%方式に、消防費につきましても人口割、民生費につきましても従来どおり人口割の負担金とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号大崎地域広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25 議案第23号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

○議長（米澤秋男君） 日程第25、議案第23号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第23号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について御説明申し上げます。

本案件は、平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、文言を「報酬」から「議員報酬」に改めるもので、宮城県市町村自治振興センターの規約を変更する手続として地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号宮城県市町村自治振興センター規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26 議案第24号 平成20年度加美町一般会計補正予算（第8号）

○議長（米澤秋男君） 日程第26、議案第24号平成20年度加美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第24号平成20年度加美町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ7億6,535万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ134億2,328万4,000円とする補正予算と、地域活性化・生活対策事業など6件の繰越明許費の設定のほか、債務負担行為の追加1件と廃止3件及び地方債の廃止と変更を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税4,174万円の減、国の2次補正に係る国庫支出金といたしまして地域活性化・生活対策臨時交付金3億7,435万1,000円の増、定額給付金給付事業補助金4億1,819万2,000円の増、県支出金といたしまして文化財保護費委託金1,974万1,000円の減、町債3,240万円の減などであります。

歳出につきましては、総務費では県道改良補償事業2,552万2,000円の減、地域活性化・生活対策事業3億7,759万5,000円の増、定額給付金給付事業4億3,335万1,000円の増、民生費では介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金1,646万5,000円の増、介護保険特別会計繰出金1,754万円の減、子育て応援特別手当給付事業1,642万3,000円の増、農林水産業費では県営土地改良事業負担金743万2,000円の減、土木費では町営北原住宅整備事業683万4,000円の減、教育費では社会教育施設用地購入費2,020万8,000円の増、文化財発掘調査事業費1,978万2,000円の減、公債費では地方債償還元金及び利子2,040万円の減などのほか、一般職給与等の整理を行い、予備費を増額するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号平成20年度加美町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号平成20年度加美町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。